

東日本大震災の復興に向けた音楽作品による支援策 著作物使用料からの拠出金を募集します

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）

JASRAC では、東日本大震災の復興に向けた音楽作品による支援策として、会員・信託者の皆さまから音楽作品の著作物使用料の一部を義援金として拠出していただく仕組みを設け、下記のとおり実施することとなりましたのでお知らせいたします。皆さまのご協力をお願いいたします。

記

1 拠出の範囲

会員・信託者（以下、「委託者」）の皆さまから、所定の用紙により以下①～③をご指定いただくことにより、震災復興支援基金への拠出範囲を決定していただきます。

① 対象作品

対象とする作品をご指定いただきます。複数の作品を指定することもできます。

② 期間

2011年9月以降の分配期（4半期）を単位として、拠出する期間を指定していただきます。

③ 支分権・利用形態

管理を委託している全支分権を拠出するほか、著作権信託契約約款の別表（⇒P3）に定める支分権・利用形態の区分単位で拠出する範囲を指定していただくことができます。

2 拠出の方法

震災復興支援基金への著作物使用料の拠出方法は、つぎの①（分配請求権の譲渡）または②（著作物使用料相当額の JASRAC への寄附）をご選択ください。

① 分配請求権の譲渡

委託者が指定する期間・範囲の著作物使用料の分配請求権を JASRAC に譲渡していただきます。

拠出する著作物使用料は委託者の所得とならないため、個人・法人にかかわらず課税対象となりません。

分配明細書は発行されませんが、分配計算の結果を別途お知らせいたします。

② 著作物使用料相当額の JASRAC への寄附

委託者が指定する期間・範囲における著作物使用料相当額を JASRAC に寄附していただきます。

拠出いただく使用料相当額については、分配時に送金額から控除するため、委託者本人が JASRAC にお振り込みいただく必要はありません。

このケースでは、著作物使用料は委託者の所得扱いとなるため、課税対象となります（分配明細書を発行します）。

個人の場合：所得税の課税対象となり、また、JASRAC に対する寄附は、所得税法に定める「特定寄附金」には該当しないため、寄附金控除の対象となりません。

法人の場合：JASRAC に対する「一般寄附金」となるため、税法が定める限度額までは損金として算入可能です。

3 拠出金の使途

日本赤十字社、国又は地方公共団体等への寄附のほか、被災地の音楽文化振興のため、JASRAC 独自の復興支援を行う予定です。

4 その他

音楽出版者である委託者から著作物使用料の拠出の申出をいただく場合は、著作者の同意を得ていることを条件といたします。

詳細についてのお問い合わせ、申込書類のご請求は、会務部までご連絡ください。

JASRAC 会務部 電話：03-3481-2143 FAX：03-3481-2153

e-mail：kaimu@pop02.jasrac.or.jp

著作権信託契約約款 別表

① 演奏権等	② 録音権等		③ 貸与権	④ 出版権等
	⑤ 映画への録音	⑥ ビデオグラム等 への録音		
	⑦ ゲームソフト への録音	⑧ コマーシャル送信用 録音		
	⑨ 放送・有線放送			
	⑩ インタラクティブ配信			
	⑪ 業務用通信カラオケ			

以上